



別記様式第8号(16条関係)

平取町外2町衛生施設組合指令第3号

許 可 書

令和8年3月5日付で許可更新申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項及び第7項、平取町外2町衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例規則第15条第2項により、次のとおり許可する。

令和8年3月9日

平取町外2町衛生施設組合長 遠藤 桂



事業所の所在地	勇払郡むかわ町大成1丁目13番地
事業所の名称	有限会社 鶴川衛生社
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物及び家庭系一般廃棄物 (詳細は事業計画書のとおり)
収集運搬処区分	一般廃棄物収集運搬業
事業の区域	平取町・日高町・むかわ町
許可期間	令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで
許可条件	(1) ごみを搬入するときは、当組合と事前協議のうえ、指示を受けること。 (2) 運搬車両を変更及び追加する場合は、事前に届け出ること。 (3) 年度ごとに事業実績(収集量等)を報告すること。 (4) 事業の変更や廃止を行うときは、速やかに関係書類を提出すること。 (5) 業務の遂行に当たっては、各関連法規を遵守すること。
摘要	許可事項に違反があった場合は、許可を取り消すことがあります。